

平成 2 8 年

7月総会（定例農業委員会）

議 事 録

日 高 村 農 業 委 員 会

平成28年 7月総会（定例農業委員会）議事録

1. 平成28年 7月8日(金) 午後1時30分～ 商工会 2階
2. 出席委員 14名
(事務局) 4名
欠席委員 0名
3. 議事録署名人 11番 12番
4. 議案
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)
第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について(1件)
第3号議案 日高農業振興地域整備計画の変更について(1件)

その他

開会 午後1時30分

会長:定刻になりましたので、農業委員会を始めます。

本日の出席は過半数に達しておりますので会は成立しております。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
権利取得者が村内

(事務局説明)

譲渡人 ●●さん ●●府●●市●●町●●目 ××番地

譲受人 ●●さん ●●村 ●● ×××番地×

申請地 ●●村 ●●字●●××××番地 登記簿 田 現況 畑 面積 132 m²
××××番地 登記簿 畑 現況 畑 面積 178 m²

譲受人の課税面積は世帯単位での面積で条件を満たしている

誓約書も提出済み

譲渡理由は贈与となっています。

(現地確認農業委員報告)

会長・委員2名・事務局2名で現地調査

申請地は管理もされており、問題はないとの判断をしました。

審議をお願いします。

(事務局から審査基準・判断根拠・判断結果の説明)

別紙の「農地法第3条調査書」の記載のとおり、農地法第2項第1号から同法第2項第7号のいずれの項目とも「該当しない」ことから、本案件は「許可相当」と判断される。

(質 問) なし

(採 決) 全員賛成

この件については全員賛成により「許可」することを承認しました。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

墓地建設のため農地転用

(事務局説明)

申請人 ●●さん ●●村 ●●● ×××番地

申請地 ●●村 ●●● 字●●●● ×××番× 登記簿 畑 現況 畑
面積 36 m²

転用の目的 墓地建設

事業計画・利用計画図・誓約書等提出済み

農地区分については、役場やJRの駅から500m以内でもないことから、転用可能な第2種農地と判断する。

(現地確認農業委員報告)

会長・委員3名・事務局2名で現地調査

適切な管理をしてくださるということなので、問題はないだろうと判断しました
審議をよろしくをお願いします。

(事務局から審査基準・判断根拠・判断結果の説明)

議案書の「現地調査報告書」に記載のとおり、農地法第4条の審査基準についてい
ずれも満たしていることから、本案件は「許可相当」とであると判断される。

(質 問) なし

(採 決) 全員賛成

この件については全員賛成により「許可相当」とし、県に意見送致することとする。

第3号議案 日高農業振興地域整備計画の変更について

(事務局説明)

農業地区域内とされている農地について、農用地区域から除外してほしい旨の申請が
あった。

申請人 ●●さん ●●村 ●●● ×××番地

申請地 ●●村 ●●● 字●●●● ×××番地× 地目 田 現況 田
面積 487 m²

指定用途 農地(県営圃場整備事業 平成6年度完了)

除外後の用途 宅地

一筆を3分筆しまして、××××-1 ××××-2 ××××-3とし、×
××××-3に申請者の息子さんの家を建てる予定である。

(現地確認農業委員報告)

会長・委員1名・事務局2名で現地調査

近くに家もなく、影響はないだろうと思われるが、道より低いのでそれが気になります。審議をよろしくお願いします。

(質 問)

委 員：嵩上げをするのか

調査委員：後に嵩上げをする予定である

委 員：土地改良した場所は転用できないと聞いているが可能なのか

事務局：改良後年数がたてば、可能である 場所にもよる 田の真ん中に位置している場合はできない場合もある この件は県にも確認済みである
面積も広いので、分筆をしてからの申請である
この件については全員賛成により承認される

会 長：様々な意見がでましたが、この意見を申請者にも伝えてもらうようお願いをします。

その他

(6月申請の非農地願地についての質問に対する回答)

事務局：前回質問のあった、残土埋め立てによる非農地申請について説明をする
今後は農地については気を付けていただくよう確認している

委 員：農業委員として責任もあることであるので、気が付かなかったということのないようにしていただきたい

会 長：今後はこのようなことのないように、農業委員の方も気を付けて確認をしていっていただきたいと思います

(農地利用状況調査のお願い)

事務局より、詳細を説明 8月より調査を開始する

会 長：以上で平成28年7月農業委員会を閉会致します。

閉 会 午後3時30分